

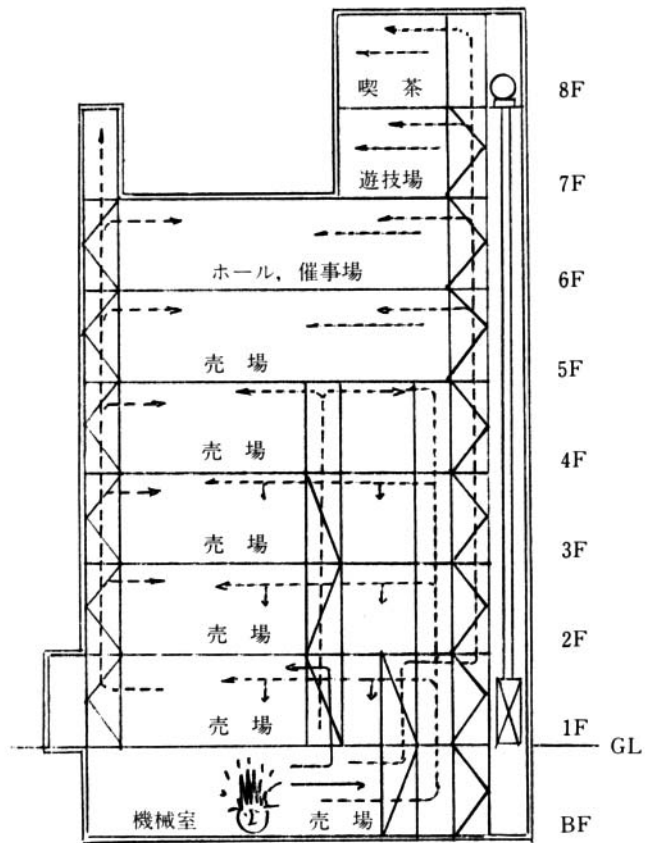
名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
丸光百貨店  長野市問御所町 1206番地	百貨店  (4)	昭和36年11月30日	耐火 Ⅰ	全・半・部・小	死者
		出火 3 時30分ころ 覚知 3 時55分 覚知別 警察電話 鎮火 6 時00分	建 976m <sup>2</sup> 延 6,568m <sup>2</sup>	492m <sup>2</sup> (7.5%)	0 名 傷者 7 名 (7)

I 火災概要								
① 概要	長野市内の丸光百貨店でガスコンロの消し忘れから、深夜火災となり地階の約半分を焼損した。火災は自動火災報知設備の作動により比較的最期に発見されたが警備員の対応のまづさから、延焼拡大するに至った。消防隊は濃煙の充満する中を防煙具、呼吸器の不足等により消防活動は困難を極め、一酸化炭素中毒により多数負傷者を出すに至った事例である。							
② 階別状況	階	床面積 m <sup>2</sup>	焼損床面積 m <sup>2</sup>	用途(売場)	在館者	死者	避難設備等	消防用設備等
	8			展望喫茶機械室			屋内階段 2箇所 避難器具 スローダウン 5F-1 救助袋 6F-1	① ② ③ ④
	7			室内遊技場				
	6			ホール, 催し場				
	5			売 場				
	4	6,568		売 場				
	3			売 場				
	2			売 場				
	1			売 場	2			
	⑤		492	売場, 喫茶, 倉庫, 機械室				
合計	6,568	492		2	0			
③ 出火場所	(階, 室, 部位, 可燃物状況, 居室・非居室, 在・不在) 地下1階喫茶室カウンター内 ○内壁(合板), 天井(合板又は吸音繊維板) ○喫茶室と売場との間は防火構造の間仕切壁となっていたが開口部には扉がなかった(この開口部が売場への延焼経路となる。)				④ 出火原因	ガスコンロの使用放置 前日午後6時前, 洗物と水約1/2位入れた容器をガスコンロにかけたまま, 消し忘れて帰宅したため, 容器内の水が蒸発し, カウンターの合板が加熱され, 出火に至ったものと推定される。		

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火部位) 地下喫茶室 カウンター内</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火室の拡大) 内壁(合板) 天井(合板テックス) 椅子・テーブル等収 容物品</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(他室への拡大) 間仕切開口部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(上階への伝播) 1階エスカレータ の下部</div> </div>			
	<p>地階喫茶室のカウンター内より出火した火災は内壁(合板)、天井(合板、テックス)に延焼し、扉のない開口部より地階売場へと拡大した。又1階エスカレータの下部より(地階天井裏部分の隙間より延焼、輻射熱のため着火による)延焼して1階の天井を若干焼損し、更に2階エスカレータを煙蒸気により損傷した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初期消火を断念し、通報も警察と百貨店関係者だけに行っただけで、消防機関へ通報されなかったため、消防隊の到着が遅れた。</li> </ul> </li> <li>○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東側の地階から8階までの直通階段および西側の階段と1階の連絡階段が煙道となり、各階に煙が入り込んだ。</li> <li>○ 冷暖房用の送気ダクト、換気ダクトにより各階に伝播した。</li> </ul> </li> </ul>			
<b>II 火災建物概要</b>				
① 建 築	着工・竣工又は主たる改築等 (第1期B1~4F工事) 昭和32年11月 日 (竣工) 昭和34年12月 日			
管 理 状 況	<b>② 豎 穴 の 状 況</b>		<b>③ 防 火 管 理 状 況</b>	
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input type="checkbox"/> エスカレータ <input checked="" type="checkbox"/> その他( ) <input checked="" type="checkbox"/> ○冷暖房用ダクトは地階の立上り付近のメダダクトに各1個所防火ダンパーが設けられていたが全館のダクトの防火区画貫通部にダンパーがない状態であった。		○防火管理者として施設宣伝部長が選任されていたが従業員に対する防災教育は徹底されていなかった。 ○自衛消防組織については基本計画を樹立した程度で具体的計画は作成中であった。 ○夜間警備は警察出身者が2名で盗難予防を主に行っており、耐火建物ということもあり、防火、火気管理面については軽視されていた。	
管 理 状 況	<b>④ 防 火 区 画 等</b>		<b>⑤ 消 防 用 設 備 等</b>	
	○各階の階段室に甲種防火戸又は防火シャッターを設けて各階ごとに防火区画されていた。		○管理不十分であった。屋内消火栓の前に適品があり階段の踊り場が実演販売所となっていたり、シャッターの下には商品棚がある様な状態であった。 ○年1回査察が実施されており、毎回避難器具を必要個数設置する様指導を受けていた。	

III 火災後の行動		
① 発 見 状 況	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発見者 (守 衛)</li> <li>○ 発見の動機 (火災報知機の鳴動)</li> <li>○ 発見後の行動 (確認に行く)</li> </ul>	
	<p>守衛O (32 才) が巡視を終って守衛室に帰った直後、火災報知機が鳴動し、地下売場が火災であることを知った。直ちに機械室より入って売場の境まで行ったが戸が開かなかったで、(この時、戸の隙間から煙が出ているのを発見) 引返して1階を通り地階に入ったところ、喫茶部のカウンターが燃え、天井に延焼し、更に売場に延焼中であった。</p>	
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (守 衛) 出火後約( 25 )分          しない <input type="checkbox"/></p>	
	<p>守衛S (55 才) が火災感知と同時に通報したが、間違えて110番(警察署)に通報した。</p>	
③ 初 期 消 火 状 況	<p>消 火 した</p> <p>成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/>          ○ 消火時期 <input type="checkbox"/>          ○ 消火困難性 <input type="checkbox"/>          ○ 消火方法 <input type="checkbox"/></p>	<p>(理由又は状況)          火災報知機の鳴動で火災を知ったOは直ちに地階に下りたが、火は喫茶部のカウンターから天井に延焼し、更に売場に延焼中であったため、売場での消火活動を断念し、機械室に引返し屋内消火栓を使用して機械室への延焼防止に当たった。</p>
	<p>消 火 しない</p> <p>○ 消火時期 <input type="checkbox"/>          ○ 消火困難性 <input checked="" type="checkbox"/>          ○ 消火方法 <input type="checkbox"/>          ○ その他 <input type="checkbox"/></p>	
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消防隊現場到着時、地下より猛烈な濃煙が盛んに上昇しており、防煙具不足のため濡れ手拭を使用する等、地下進入は困難を極めた。地下での消火作業は数分間で呼吸困難になる程の状態、各隊ともほとんど火災の確認は出来なかった。</li> <li>○ 建物南側の窓は、ほとんどが合板でその他の装飾で閉ざされていて店内に充満した煙を排煙することが困難であった。開放可能な窓は、東側階段室の窓のみであったため、職員7名が一酸化炭素による中毒にかかった。</li> </ul>	

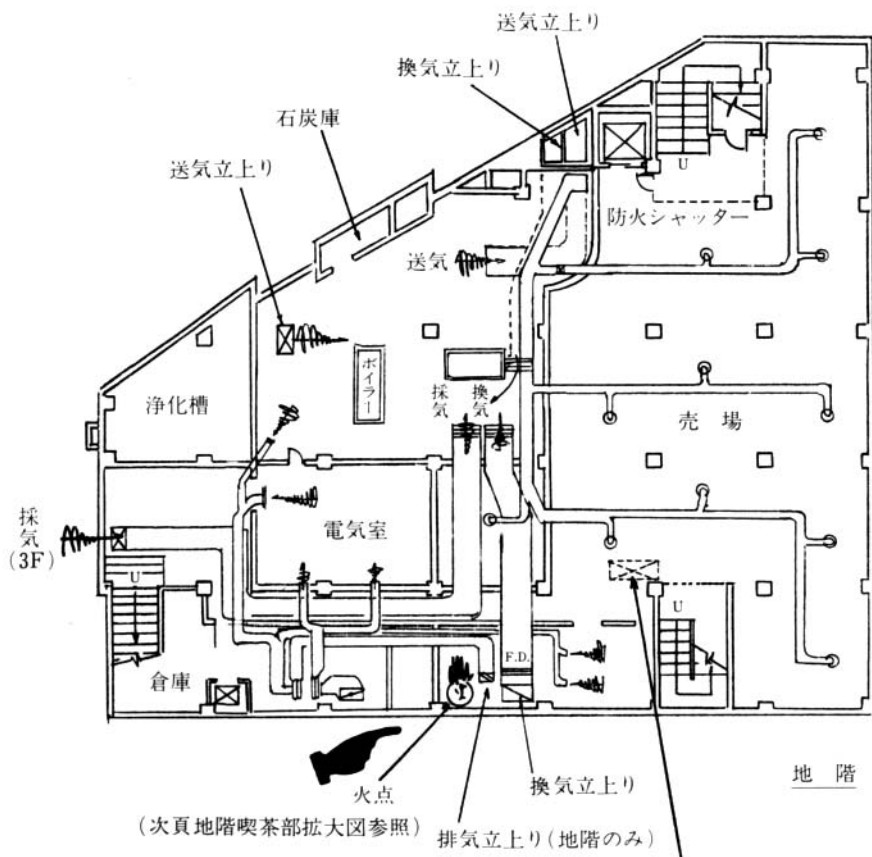
		避難方法	避難上支障事項
⑤ 避難 状 況		○階段を利用 <input type="checkbox"/> ( 人) ○エレベーター、エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> ( 人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> ( 人) ○窓、開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> ( 人) ○救助 <input type="checkbox"/> ( 人) ○その他( ) <input type="checkbox"/> ( 人)	○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
		特記なし	
⑥ 死者 の 状 況	健康人 名	避難上支障となった事項	
	(泥酔者 名) 要保護者 名 [乳幼児 名] 高齢者 名 身体不 自由者 名 病人 名]	○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>	
	なし		
<b>IV 問題点・教訓等</b>			
1. 地下室火災に対しては、呼吸器を装備することを原則とし隊員の安全を図ること。 2. 煙のため視界がきかなくなるのでライフ・ライン等により必ず退路を確認して現場行動を行うこと。 3. 地下室内の火災は延焼速度が遅いので、噴霧ノズルを活用し、室内の温度冷却を図るとともに火点の確認につとめて一挙に消火すること。 4. 排水ポンプ等を活用するほか、シャットオフ・コックを充分活用し、水損防止につとめること。 5. 煙害の拡大を防ぐために売場の開口部の窓は煙の排出のため容易に開放できるようにしておくこと。また冷暖房用のダクトは各階毎に非常の場合、容易に閉めることの出来るダンパーを設けること。 6. エスカレーターは防火区画をする必要がある。 7. 階段室、防火シャッター、消火設備の周辺には商品等を絶対に置かない様にするとともに閉店時には、防火戸、シャッターは完全に締めること。			



階段  
エスカレーター  
階段  
階段  
エレベーター

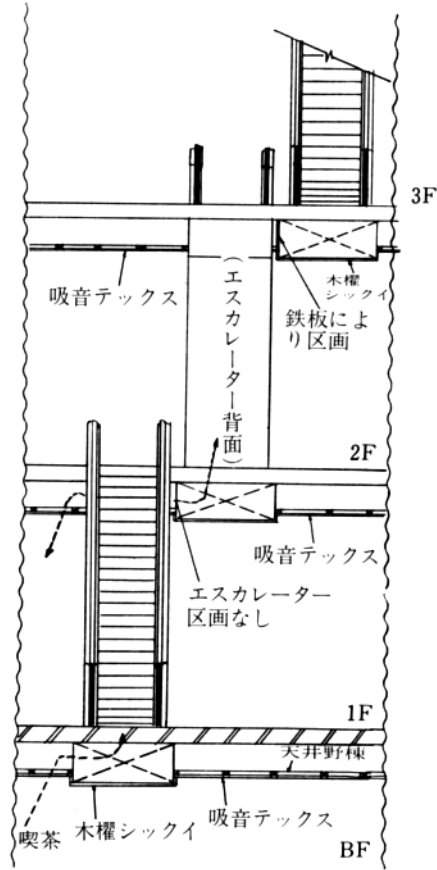
凡例

- ←----- 煙及び熱気
- ←———— 延焼経路



エスカレーターの天井突出部  
木樫シックイ塗り仕上げ

エスカレーター部分の延煙状況



地階・喫茶部拡大図

